

平成 28 年 4 月 1 日

年金受給者さま

ノーリツ企業年金基金
理事長 小関 良之

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）に関するお知らせ

拝啓 皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当企業年金基金の運営にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成 27 年 10 月以降、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの個人番号（以下「マイナンバー」といいます。）が付番され、マイナンバーが記載された通知カードが各市区町村から順次簡易書留で通知されています。

このマイナンバーは、平成 28 年 1 月以降、法律に基づき社会保障・税・災害対策の分野で利用されることになっています。

当企業年金基金において、平成 28 年 1 月以降の年金支払いから税務当局等へ提出する法定調書等にマイナンバーを記載することが義務付けられています。

本来であれば、年金受給者さまから直接、当企業年金基金にマイナンバーを提出していただくところですが、事務負担などを勘案し、本件の事務手続きにつきましては総幹事である第一生命保険株式会社に業務委託を行い、同社を経由して年金受給者さまのマイナンバーを取得することといたしました。つきましては、平成 28 年 4 月中旬より、順次、皆様のお手元に、当企業年金基金の総幹事である第一生命保険株式会社名にてマイナンバーの提出に関する必要書類が郵送されますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

敬具